

議案第75号	三田市民病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事課	市長、副市長及び教育長の給料月額の改定に準じ、市民病院事業管理者の給料月額について平成24年10月から改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方自治法第204条第3項

【改正内容】 市民病院事業管理者の給料月額改定（別表関係）

対 象	現 行	改正案
	条例規定	
市民病院事業管理者の給料月額	800,000 円	756,000 円

【施行期日】 平成24年10月1日